

所管部課	教育部教育総務課		部長	小俣 学	
件 名	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について				
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	生涯学習課			
<p>1. 要 旨</p> <p>教育委員会の事務を円滑に遂行するため、公印の印影を刷り込む場合における規定の追加及び生涯学習課専用印の新規追加を行うものである。</p> <p>(1) 改正する規程 東大和市教育委員会公印規程</p> <p>(2) 主な改正点 公印の印影を刷り込む場合の印影縮小に関する規定を追加 「生涯学習課専用教育委員会之印」を追加</p> <p>(3) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 教育委員会の事務を円滑に遂行することができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。 令和5年 2月17日 令和5年第2回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。